



差別解消条例の必要性について

四月十四日(木) 十八時からウエルとぼたで、五月八日(日) 十三時三〇分から西部障害福祉会館(コムンティ)で北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)主催の「障害者差別解消法と条例を考える勉強会」が二回にわたり開催されました。両日共、約七〇名の参加があり「さわやか」から貞谷、高原、梶原が参加しました。

差別解消条例を前向きに

考えるための勉強会

初めに障団連の古賀由美子事務局長から「二月の全体会で障団連として、差別解消条例について前向きに考えていきたいということ、二回に分けて勉強会をする事になりました」と経緯を話されました。

続いて障団連の北原守会長は「差別解消条例の必要性についてメリットやデメリット等、また、どのような条例であればいいのかを皆さんと一緒に勉強をしていきたいと思えます」と挨拶があり、勉強会に入りました。

講師に、特定非営利活動法人自立生活センターぶるーむの田中雄平氏を迎えて『障害者差別解消法と条例を考える勉強会』と題して話がありました。



「障害者差別解消法の中で一番のポイントは、差別を禁止すると書かれている第七条と第八条で『行政機関等と民間事業者は、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはいけない』という条文です。

また、合理的配慮の提供義務も過重な負担でない限り、提供しなければならぬという行政機関は法的義務となつていますが、民間事業者には努力義務にとどまっています。

「さわやか」の八幡事業所四月十九日(火)北九州市役所七階七十二会議室で午前九時より小倉事業所、午前十時三十分より八幡事業所の北九州市障害者小規模共同作業所のヒアリングがありました。

平成二十七年

北九州市のヒアリングが無事に終了

「さわやか」の八幡事業所四月十九日(火)北九州市役所七階七十二会議室で午前九時より小倉事業所、午前十時三十分より八幡事業所の北九州市障害者小規模共同作業所のヒアリングがありました。

これは障害者小規模共同作業所補助金の平成二十七年実績報告書及び平成二十八年実績交付申請書を提出するものです。

報告書については元帳や全ての領収書、出勤簿などをみていただきました。申請書については今年度の事業計画書、予算書などを確認していただきました。多少の訂正がありました。両事業所とも無事に終了いたしました。



しかし、「過重な負担」に該当すれば提供義務は免除されます。

次に紛争解決の仕組みとして、民間事業者の差別事案に関して大臣による報告徴求や助言、指導、勧告をすることができま

障害者差別解消

支援地域協議会を創る

障害者差別を解消するための取り組みを行うネットワークとして、各地域に、障害者差別解消支援地域協議会を創るよう呼びかけ

ていて、北九州市でも作る準備を進めています。

条例の制作過程や身近な関係機関での紛争解決が「啓発」になり、差別解消法の施行の三年後の見直しに好影響をあたえます。

差別解消法の課題として、

① 差別的定義が不十分で、間接差別と関連差別が明記されていない

② 合理的配慮に関しては、民間事業者は法的義務ではなく努力義務にとどまっている

③ 差別的取扱い等の具体的内容が明記されていない

④ 紛争解決の仕組みが不十分であり、行政機関の事案には通用されない

しかも、特に必要があると認めるときに限定されることがあります。

今回条例に盛り込みたいものは、

I【理念】
① 差別的解消に向けた取り組みの重要性

② 相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものではないこと

③ 差別的解消がこれからの社会により活力を与えるものであること

II【目的】

① 行為規範(人々が行動する際の判断基準)の提示

条例は、市に従事する公務員のほか、民間事業者、私人も含めた社会全般に対して、何が差別に当たるのかの判断の物差しを提供することが求められる。

② 紛争解決手段の提示

調停等の話し合いを出発点とし、迅速に問題を解決する仕組みを創設することが重要である。

③ 市の責務

紛争解決手段の提示も含め、差別的防止、啓発、相談体制等に関わる市の責務を定めることも条例の目的に掲げるべきである。

④ 共生社会の実現

以上の措置を講ずることで、条例が差別を解消し完全参加と平等が図られる共生社会の実現に資することを明記すべきである」と話され四月十四日の第一回目の勉強会は二十時二十分に終了しました。



素晴らしい生活を送る為の

共生社会を作ろう

④合理的配慮の不提供

第二回目の勉強会は五月八日(日)十三時三十分から西部障害者福祉会館(コムシテイ)で行われ、第一回より引き続き講師には田中氏を迎えて話をしていた

障害のある人となない人の実質的な平等の確保には一定の配慮が必要ですが、その配慮をしないこと

前回の続きとして、今回条例に盛り込みたいものは、III【障害を理由とする差別の禁止】

四年前に障害者制度改革推進会議ができて、差別禁止に関して改正されていく中で、差別には大きく四つに分類されます。

①直接差別

障害に基づいて障害のない人と違う取扱いをすること

②関連差別

障害に関連することを理由に障害のない人と違う取扱いをすること

③間接差別

表面的には中立なように見えて、実は障害のある人だけに不利益な効果が発生すること



また、条例にて市民の行為規範(行動のものさし)としての役割を求める以上、条例の中に各則をもうけるべきではないでしょうか。

IV【紛争の解決の仕組み】

はじめに条例を作った千

葉県が模範となっていて、障害者等は、知事に対し、各自自治体で作っている調整委員会が事案を解決する為に、必要な助言やあつせんを行

つてほしいと申し立てができます。

次に調整委員会は、差別をしたと認められる者が、理由なく助言やあつせんに従わない時は、知事に対して、差別を解消するように勧告することを求めることができます。

と条文に書かれて勧告に従わない場合には公表する制度を作るべきであり、差別解消法の意味を

広げる為には必要な権限だと思えます。

条例をつくる

障害のある人となない人が共に素晴らしい生活を送る為の共生社会を作るとい

事が最終的な目標です。

決して、差別した人を非難するという趣旨の法律や条例ではないと思うので、表彰をするような制度がある

とより障害に対する理解が深まると思います。

また、北九州市に、最も内容の良い障害を理由とした差別をなくすための条例

を作りましょう」と話されました。

最後に古賀事務局長から「障

団連として、これからの運動の進め方として

☆障団連として要望活動を行う。

☆幅広い人達に声掛けをして一緒に活動をする。

☆障害者差別解消支援地域協議会を障団連に委託して、条例作りを検討する方向性を働きかける。

の三つの意見の中から各団体で話し合い一つの意見にまとめて障団連の総会に出席していただきたい

と思います」と話され、勉強会は十五時四十五分に終了しました。

全腎協結成四十五周年

兵庫県腎友会結成四十五周年合同記念大会

『新たな未来へ、笑顔の波を神戸から』

五月十五日(日)兵庫県神戸市で(一社)全腎協(以下全腎協)の二〇一六年全国大会が開催されました。今回は全腎協結成四十五周年、兵庫

大会に先立ち、十四日の午後六時から、神戸ポートピアホテルで開催された交流会は、四〇テーブル・三

二〇名が出席しての大規模なものでした。

どのテーブルでも盛んに名刺交換や歓談がなされて

いました。

ジャズ演奏のほかにサプライズで本場ブラジルのサ



ンパチームが登場して会場にリオの風を届けてくれました。

翌日の合同記念大会はポートピアホールで開催され、一三六九人の出席がありました。

全腎協の水本副会長が熊本・

大分地震のことに触れ、お見舞い・激励・被災地での透析の状況などが語られました。

神戸市は二十一年前に大震災を経験しましたが、見事に復興を果たしてきた経緯からこのたびの震災は他

人事ではないとのことでした。

講演会では「透析患者の足の重症化予防」と題し、

今年度の診療報酬改定で下肢末梢動脈疾患指導管理加算に尽力されました日本下肢救済・足病学会理事長、

大浦武彦先生によるお話しを伺いました。

続いてのセミナーでは、

川崎医療福祉大学特任准教授、市川和子先生による「筋肉のもとになるたんぱく質の上手な食べ方」を、会場全

員参加のクイズ形式で解説していただきました。

昼食は出席者全員が場所を移動し、一堂に会して食事をするという壮観なものでした。

午後は記念シンポジウム「四十五年のあゆみと透析医療の未来を考える」と題してディスカッションが行われました。

最後のアトラクションは、女性デュオ「ペペ」のコンサートで盛り上がり、午後三時に閉会となりました。